

JETRO

# 「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向 (全世界編 第3版)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2026年3月



# 目次

<b>I.</b>	<b>はじめに</b>	<b>3</b>
1.	はじめに	4
<b>II.</b>	<b>各国・地域の法制度一覧</b>	<b>5</b>
1.	人権DD義務化	6
2.	貿易管理	7
<b>III.</b>	<b>各国・地域のポイント</b>	<b>8</b>
1.	欧州（概観）	9
2.	EU	10
3.	英国	15
4.	フランス	16
5.	ドイツ	17
6.	オランダ	19
7.	イタリア	20
8.	スペイン	21
9.	ノルウェー	22
10.	スイス	23
参考	欧州の各法令の 参考和訳	24
11.	米国	25
12.	カナダ	26
13.	メキシコ	27
14.	オーストラリア	28
15.	ASEAN・韓国	29
参考	日本	30

# I. はじめに

# 1 | はじめに

- グローバルサプライチェーンの広がりに応じて、企業が国内外の自社ビジネス、サプライチェーン全体で人権尊重に取り組むことが求められている。これまでも、国際的な宣言やガイダンスに沿った企業の自主的な取り組みが奨励されてきたが、特に欧米では自主的な取り組みでは不十分との判断から、法制化によって人権デューディリジェンスを義務付ける国が増えている。
- 当該国に所在する日本企業や、現地企業と直接取引のある日本企業への影響に加えて、間接的に取引のあるサプライヤーの日本企業にもこれらを遵守することが求められてきている。こうした動きを受けて、欧米オーストラリアの主要国での法制化の動きや、法制化を受けた企業への適用・対応事例をとりまとめた。

## ポイント

- 世界のビジネスと人権に関する法制化は、**人権デューディリジェンスを義務付ける動き**と、**貿易管理制度の枠組みの中で強制労働により生産された製品の輸出入を禁止する動き**に大別される。
- 前者については欧州やオーストラリアが、後者については米国の制度が先行して導入されているが、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効を機に法制化が進む**など、依然として先進国中心ではあるが**カナダやメキシコでも、地域を超えて規制の枠組みは広がりつつある**。
- 欧州で導入される**企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）**や米国の**ウイグル強制労働防止法（UFLPA）**など、域外の企業であっても対応が迫られるインパクトの大きい法制度が導入されつつある。特に、EUでは持続可能性関連の義務を簡素化するオムニバス法案が注目されていたが、2026年3月に簡素化指令が施行。日本企業にとっても、海外の法規則の内容を理解し、十分に対応できる体制を整備しておく必要がある。

## II. 各国・地域の法制度一覧

# 1 | 人権DD義務化

- **自主的な取り組みでは不十分との判断から、人権デューデリジェンス（DD）を法制化により義務付ける国が欧州を中心にここ数年で増加。** EUでは、持続可能性関連のDD実施義務などを簡素化するオムニバス指令が2026年3月18日に施行。CSDDDは対象企業基準を大幅に引き上げる。

国・地域	法規制の名称	施行時期	内容
英国	2015年現代奴隷法	2015年7月	年間売上が3,600万ポンド以上の営利団体・企業に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応に関する毎年の声明公表を義務付け
フランス	親会社および発注企業の注意義務に関する法律	2017年3月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務付け
オーストラリア	2018年現代奴隷法	2019年1月	同国で事業を行う年間売上高が1億オーストラリア（豪）ドル超の企業などの事業体に対し、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査しリスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務付け
EU	紛争鉱物資源の輸入業者に対するサプライチェーン・デューデリジェンス義務規則	デューデリジェンス義務は2021年1月適用	スズ、タンタル、タングステン、金の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューデリジェンスの実施を義務付け
ノルウェー	企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律	2022年7月	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、デューデリジェンスを実施し、同内容を説明、公開するとともに、情報開示要求等に対応することを義務付け
ドイツ	サプライチェーン・デューデリジェンス法	2023年1月	従業員数が一定規模以上の企業に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境リスクにさらされないようデューデリジェンスと人権報告書の作成・公表などを義務付け
スイス	紛争鉱物および児童労働に関するデューデリジェンスおよび透明性に係る施行令	デューデリジェンス義務は2023年1月適用（2022年1月施行）	一定の条件を満たす同国所在企業に対し、紛争鉱物や児童労働に関するサプライチェーン方針の策定やトレーサビリティシステムの構築等の報告作成・保持・公表を義務付け
カナダ	サプライチェーンにおける強制労働・児童労働との闘いに関する法律制定と関税率の改正法	2024年1月	一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、強制労働や児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置などを、連邦政府の所管大臣に報告することを義務付け。また、従来の強制労働による製品に加え、児童労働による製品の輸入を禁止
オランダ	児童労働注意義務法	未定 (2019年10月公布)	同国市場に製品・サービスを提供・販売する企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、防止するためのデューデリジェンスを行ったことを示す声明文の提出を義務付け
EU	企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）	2024年7月	一定の条件を満たす企業に対して、事業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す。

## 2 | 貿易管理

- 米国では、輸入規制を強化し、**強制労働に依拠する製品を差し止める動き**も加速しており、**類似の規制がカナダでは2020年に国内法に反映され、EUでは2027年に適用開始の予定**。日本企業を含む当該国向け輸出企業のサプライチェーン全体に影響。

分類	国・地域	法規制の名称	施行時期	内容
輸入規制	米国	1930年関税法307条	2016年2月改正	強制労働に依拠した製品の輸入差し止め（WRO：違反商品保留命令）を可能とする。
		中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止する法律	2022年6月	新疆ウイグル自治区で一部でも生産・製造・採掘された製品は全て強制労働に依拠しているとの前提の下、当該製品が強制労働に依拠していない明確な証拠に基づき証明できない限り、米国税関・国境保護局（CBP）により輸入が差し止め
	カナダ	関税定率法	2020年7月	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）発効に合わせて関税定率法第 136 条を改正。輸入禁止品目の対象に「全体または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品」が追加
	メキシコ	強制労働生産品の輸入を禁止する経済省令	2023年5月	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に沿って、全部または一部が児童労働を含めた強制労働によって生産された製品の輸入を禁止する
	EU	強制労働製品域内流通禁止規則	2024年12月	強制労働により生産された原材料が一部でも使用された製品をEU市場で流通させること、およびEUから域外に輸出することを全面的に禁止する包括的な内容。施行から3年後の2027年12月14日から適用開始
	英国	グレート・ブリティッシュ・エナジー（GBE）法	2025年5月	英国の公営エネルギー企業GBEの事業やサプライチェーンにおいて奴隷労働や人身取引が行われていないことを求める
輸出管理	米国	輸出管理規制（EAR）	2019年10月以降 複数回にわたり追加	商務省産業安全保障局は2019年10月以降、人権侵害を根拠として中国に所在する複数の主体をエンティティー・リスト（EL）に追加。このうち、多くの主体が新疆ウイグル自治区に関連する。EL対象主体は、米国製品の（再・みなし）輸出に事前許可が必要となるが、同自治区関連で指定された主体は原則不許可の扱い
	EU	理事会規則2021/821	2021年9月 適用開始	サイバーセキュリティに関連する品目の輸出における輸出者の義務を強化し、国際人権法に反する人権侵害行為への関連が疑われる場合の事前認可や、デューデリジェンスに基づき人権侵害行為への関連性を輸出者が認識していた場合の通報義務、公共安全や人権保護の観点から強化された加盟国間の協力体制などを規定

（出所）各国法制等から作成

## Ⅲ. 各国・地域のポイント

# 1 | 欧州（概観）

- **EU：企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）**が、2024年7月25日に施行。2025年2月に欧州委員会が持続可能性関連のDD実施義務や開示義務を大幅に簡素化するオムニバス法案を発表し、2026年3月に**簡素化指令**が施行。**強制労働製品域内流通禁止規則**が、2024年12月に施行、2027年12月から適用開始。
- **英国：2015年現代奴隷法**で、奴隷労働や人身取引がない旨の声明の公表を義務付け。オンラインレジストリへの声明登録を推進し、将来的には登録義務化へ。
- **フランス：親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）**により、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・開示と同計画の実行を義務付け。
- **ドイツ：サプライチェーン・デューディリジェンス法**により、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外全ての企業が人権や環境をリスクにさらされないよう注意義務。
- **オランダ**：政府は、EUのCSDDDの内容を盛り込んだ**責任ある国際ビジネス行動法案**を国会に提出。EUオムニバス法案により、審議は一時中断。
- **イタリア：企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年**で、人権デューディリジェンスに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項をリストアップ。
- **スペイン**：現在審議中のCSRD国内法が成立・施行されるまでは、**非財務情報開示義務**により、大部分の大企業に自社の人権DD情報や人権侵害に関わる苦情件数の報告を義務付け。刑法では、国外パートナーによる人権侵害罪について企業の刑事責任を規定。
- **ノルウェー：企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）**により、デューディリジェンスの実施、公表、情報開示要求への対応を義務付け。
- **スイス：紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令**が施行され、2023年1月から報告義務の適用開始。

## 2 | EU (1)

- 人権デューディリジェンス (DD) の法制化では、**企業持続可能性DD指令 (CSDDD) が2024年7月25日に施行**。ESGの影響に関する開示内容を強化する**企業持続可能性報告指令案 (CSRD) が2023年1月に施行**。
- 2025年2月、欧州委員会は企業の規制対応負担軽減のため、DD実施義務や開示義務を大幅に簡素化する**オムニバス法案**を発表。同年4月、**CSDDDとCSRDの適用開始延期が決定**。2026年3月18日、両指令の対象企業基準を大幅に引き上げる**簡素化指令**が施行。

### 1 人権デューディリジェンスの法制化

- 一部の加盟国で先行していた人権・環境DD (注意義務) の法制化をEUレベルで統一するため、欧州委は2022年2月、**企業持続可能性DD指令案 (CSDDD)** を発表。一定規模以上の企業に対して、人権・環境DDを義務付ける。
- 加盟国からの反対を受け、対象企業基準を大幅に引き上げた妥協案で2024年3月合意。**2024年7月施行**。

#### 〈簡素化・適用延期の動き〉

- 欧州委員会は、EU域内産業の競争力強化とサステナビリティの両立に向けた企業負担軽減のため、2025年2月に**オムニバス法案**を発表。CSDDD・CSRDなど持続可能性関連法令について、適用延期および義務内容の簡素化を提案。
- 2025年4月17日、CSDDDの適用開始を1年延期する**Stop-the-Clock指令**が施行 (p.12参照)。
- 2025年6月にEU理事会 (閣僚理事会) が、2025年11月に欧州議会が、CSDDD・CSRDの対象企業基準を欧州委案からさらに引き上げる修正案を採択 (p.13参照)。
- 2025年12月9日、両機関はCSDDD・CSRDの簡素化法案で政治合意。正式採択を経て、2026年3月18日施行。
- 欧州委は2027年7月26日までにDD実施方法に関するガイドラインを公表予定。2031年7月26日までに (以降5年ごとに) CSDDDの見直しが議論される。

### 2 ESG情報開示の義務化

- 欧州委は2021年4月、非財務情報開示指令を改正し、**開示対象企業の拡大とESGの影響に関する開示内容を強化する企業持続可能性報告指令案 (CSRD)** を発表。
- 2023年1月に施行。2024会計年度から段階的に適用。
- 具体的な開示基準は**欧州持続可能性報告基準 (ESRS)** により規定 (第1弾を2024年1月から適用)。
- 2025年2月、欧州委がオムニバス法案を発表し、CSRDについても適用延期および内容の簡素化を提案。
- 2025年4月17日、CSRDの適用開始を2年延期する**Stop-the-Clock指令**が施行 (p.12参照)。
- 2025年12月の政治合意で、**ESRSの簡素化**でも合意。CSRD対象企業が、従業員数1,000人未満の企業に情報提供を求める場合、要求できる内容を**中小企業向けの自主的な報告基準 (VSME)** に沿った内容に限定する。
- 2025年12月、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が**データポイントの総数を70%削減**する改正ESRSの草案を公表。これを踏まえ、欧州委は今後、ESRSに関する委任規則の修正案を策定する。

## 2 | EU (2)

- **強制労働製品の域内流通禁止規則**が2024年12月13日施行、2027年12月14日から適用開始。
- サステナビリティの観点からDDの対象は環境課題にも広がっており、両者の横断的な対応が求められる。
- 企業への情報開示要求、資源の調達、貿易管理および特惠関税制度、一部のFTAにおける持続可能な開発条項などにおいて、人権・労働権の尊重を条件として規定。

### 3 強制労働製品の域内流通禁止規則

- 欧州委は2022年9月、**強制労働により生産された製品のEU域内への流通、EU域外への輸出を禁止する規則案**を発表。2024年12月施行、2027年12月から適用。
- 禁止対象は、採掘、収穫、生産、製造等のいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品。
- 加盟国当局・欧州委は、疑いのある製品の調査を実施。**事業者 EU市場からの製品の回収・廃棄を命ずる**権限。違反した場合の制裁内容は、2026年12月14日までに各EU加盟国にて決定。
- 2026年6月14日までに、強制労働リスクに関するデータベースや欧州委員会による各種ガイドラインが整備される予定。
- 2027年12月14日、適用開始。
- 2029年12月14日までに、最初の見直しを予定。
- 2026年1月現在、簡素化や適用延期は提案されていない。

(出所) 欧州委員会等資料、ビジネス短信から作成

### 4 紛争鉱物資源に関する規則

- 2021年1月1日適用開始。**鉱物資源調達**で紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンス実施を義務付け。
- 今後の見直しにより、最終製品を生産する川下企業にも義務が拡大される可能性。対象鉱物も、コバルトなどが追加される可能性。

#### (参考) 環境デューディリジェンス関連法令

- **森林破壊防止のためのDD規則 (EUDR)** : パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆とその派生製品をEU域内に上市、またはEUから輸出する全ての事業者、貿易事業者が対象。森林破壊による農地で生産された製品ではないことを確認する**DDの実施と報告**を義務付け。
- **バッテリー規則** : リチウム、コバルト、ニッケルなどの対象鉱物を含むバッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するもので、**対象鉱物のサプライチェーンにおける人権・環境DDの実施**を義務付け。

## 参考 | CSR・CSDDD : 適用開始時期の延期

- 2025年4月に、CSRは2年、CSDDDは1年、企業への適用開始を延期する「Stop-the-Clock」指令が施行。簡素化指令により、CSDDDはさらに1年延期され、2029年7月全ての対象企業に適用開始となる。
- CSRは2年の適用開始延期から変更なしだが、既に適用が開始されている企業は、今回の改正により対象外となる場合、2025年度分から報告義務が免除される。

CSR

区分	CSR (2023年1月施行)	Stop-the-Clock指令 (2025年4月施行)
加盟国による国内法化期限	2024年7月6日まで	変更なし
①非財務情報開示指令(NFRD)対象企業	2025年(2024年会計年度分)から適用	変更なし
②NFRD対象外の上場企業(中小企業除く)と大企業	2026年(2025年会計年度分)から適用	<b>2年延期</b> 2028年(2027年会計年度分)から適用
③EU域内で上場している中小企業 ※簡素化指令により対象外(p.13参照)	2027年(2026年会計年度分)から適用	<b>2年延期</b> 2029年(2028年会計年度分)から適用
④対象域外企業	2029年(2028年会計年度分)から適用	変更なし

CSDDD

区分	CSDDD (2024年7月施行)	Stop-the-Clock指令 (2025年4月施行)	簡素化指令 (2026年3月)
加盟国による国内法化期限	2026年7月26日まで	<b>1年延期</b> 2027年7月26日まで	<b>さらに1年延期</b> <b>2028年7月26日</b> まで
①EU域内企業: 前事業年度の全世界売上が15億ユーロ超かつ平均従業員数が5,000名超 EU域外企業: 前事業年度のEU域内売上が15億ユーロ超	2027年7月26日から適用	<b>1年延期</b> 2028年7月26日から適用 (②と同時期)	<b>さらに1年延期</b> <b>2029年7月26日</b> から (③含む、全ての対象企業が同時に適用開始)
②EU域内企業: 前事業年度の全世界売上が9億ユーロ超かつ平均従業員数が3,000名超 EU域外企業: 前事業年度のEU域内売上が9億ユーロ超	2028年7月26日から適用	変更なし	
③上記以外のCSDDD適用対象企業	2029年7月26日から適用	変更なし	変更なし

(出所) ジェトロ調査レポート『CSR適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス』、『EU 人権・環境デューディリジェンス 法制化の最新概要(2025年5月)』、Directive (EU) 2025/794(「Stop-the-Clock」指令)、Directive (EU) 2026/470

# 参考 | CSR・CSDDD : 適用対象企業の削減

- 2026年3月、適用対象基準を大幅に引き上げる簡素化指令が施行。CSDDDの対象企業数を約7割削減、CSRは約8割削減する。

CSR

区分	CSR適用対象条件 (2023年1月施行)	欧州委員会簡素化案 (2025年2月)	簡素化指令 (2026年3月)
EU域内大企業	大企業（および大規模グループ） 以下の条件のうち、2つ以上を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>総資産残高2,500万ユーロ超、</li> <li>純売上高5,000万ユーロ超、</li> <li>従業員数250人超</li> </ul>	以下の要件のみ変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数1,000人超に引上げ</li> </ul>	以下の条件を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>全世界純売上高 <b>4億5,000万ユーロ超</b> かつ</li> <li>従業員数<b>1,000人超</b></li> </ul>
EU域内上場企業 (零細企業を除く)	零細に該当しないEU域内の上場企業 以下の条件のうち、2つ以上を超えない企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>純資産残高45万ユーロ超</li> <li>純売上高90万ユーロ超</li> <li>従業員数10人超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用除外</li> </ul>
EU域外企業	EU域内で以下を満たすEU域外企業 (およびグループ) <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内純売上高（連結ベース）： <b>1億5,000万ユーロ超</b> かつ</li> <li>EU子会社が<b>大企業</b>、もしくはEU域内上場企業（零細企業を除く）に該当<b>または</b></li> <li>EU支店がEU域内において： <b>純売上高4,000万超</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内純売上高を<b>4億5,000万ユーロ超</b>に引き上げ</li> <li>EU子会社が<b>大企業</b></li> <li>EU支店のEU域内における純売上高を<b>5,000万ユーロ超</b>に引き上げ</li> </ul>	以下の条件を満たす企業 (およびグループ) <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内純売上高 <b>4億5,000万ユーロ超</b> かつ</li> <li>EU子会社・支店の<b>純売上高2億ユーロ超</b></li> </ul>

CSDDD

区分	CSDDD適用対象条件 (2024年7月施行)	欧州委簡素化案 (2025年2月)	簡素化指令 (2026年3月)
EU域内企業	全世界純売上高 <b>4億5,000万ユーロ超</b> 、 かつ <b>平均従業員数1,000人超</b> の企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>	全世界純売上高 <b>15億ユーロ超</b> かつ平均従業員数 <b>5,000人超</b> (注)
EU域外企業	EU域内純売上高 <b>4億5,000万ユーロ超</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>	EU域内純売上高 <b>15億ユーロ超</b> (従業員数基準は設けていない)

(注) EU域内でのフランチャイズまたはライセンス契約のロイヤルティの閾値も、年間7,500万ユーロ超、かつ全世界純売上高（EU域外企業の場合はEU域内純売上高）2億7,500万ユーロ超に引き上げられた。

(出所) ジェトロ調査レポート『CSR適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス』、Directive (EU) 2026/470

# 参考 | CSDDD : 簡素化改正指令による主な変更点

- 2026年3月18日、CSDDD、CSRDの簡素化改正指令が施行。対象企業だけではなく、対象企業から情報提供を求められる対象外企業の対応負担も軽減する内容。

	CSDDD条文 (2024年7月施行)	簡素化指令 (2026年3月施行)
1 DDの実施方法の簡素化	自社、子会社、活動の連鎖 (chain of activities) 上にあるビジネスパートナーの事業活動全体を対象にした包括的なリスクマッピングの実施が必須	対象に変更はないが、実施方法を「 <b>合理的に利用可能な情報</b> 」に基づく <b>一般的なスクーピング</b> へと簡素化
2 ステークホルダーの範囲の限定	取引先や従業員、権利保持者、地域社会を含むあらゆる利害関係者 (第3条で定義)	労働者およびその代表、自社、子会社、取引先の製品、サービス又は事業によって <b>直接影響を受ける可能性のある個人とコミュニティに限定</b> 。
3 モニタリングの頻度の延長	負の影響の特定、防止、軽減、停止、最小化の実効性を、12カ月ごとに状況に応じて定性的・定量的指標により評価する必要。	評価の頻度を、12カ月ごとから原則 <b>5年ごとに延長</b> 。(注)
4 取引関係の終了に関する義務の削除	取引の停止は、是正行動計画の実施などあらゆる措置を取っても改善されず、かつ負の影響が深刻である場合に限って義務付け。	最終手段としての取引停止の義務を削除。
6 気候変動に関する移行計画の策定義務	気候変動に関するパリ協定に沿った移行計画の策定義務を規定	<b>同規定を削除</b>
7 対象外企業への情報要求の制限	-	<b>従業員数が5,000人未満のビジネスパートナーからの情報提供の要請は、他の手段によって合理的に入手できない場合に限る</b>
8 制裁金の上限の引き下げ	制裁金の上限は、前事業年度の全世界の売上高の少なくとも5%以上に設定	<b>全世界売上高の3%以下</b> へと引き下げ
9 EUレベルでの民事責任の削除	故意または過失による負の影響の防止・軽減、停止・最小化の義務を不遵守により損害を引き起こしたり助長したりした場合、民事上の損害賠償責任を負う。	<b>EUレベルでの民事責任に関する規定を削除</b> (各EU加盟国の国内法で規定)

(注) 負の影響に対する措置がもはや適切または有効でない、あるいは新たなリスクが生じている、または生じる可能性があるとの合理的な根拠がある場合は、例外的にその都度モニタリングが必要 (出所) CSDDD、Directive (EU) 2026/470

## 3 | 英国

- **2015年現代奴隸法**では、年間売上高が一定規模を超える営利団体・企業に対し、奴隷労働や人身取引がない旨の**声明の公表**を**義務付け**。開示義務の違反の場合は、強制執行命令の発出や、高額な罰金の可能性。
- 2021年3月には政府の**オンラインレジストリへの声明登録**を開始。将来的には登録を**義務化**する方針。

### 1 2015年現代奴隸法

- 現代奴隷労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的とした**2015年現代奴隷法**が2015年3月に制定。施行は同年7月末。
- 年間売上高が一定規模を超える英国で活動する営利団体・企業（日本企業も対象）に対し、**事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷制への対策について**、年次で**声明の公表**を義務付け。
- 開示を怠った場合は、国務大臣の要請に基づき、高等法院が「強制執行命令」を発出し、従わない場合は、上限無制限の罰金となる可能性がある。
- 2021年3月、**オンラインレジストリへの声明登録**開始。
- 2021年12月、企業向け実務ガイダンスを更新。
- 2024年4月、オンラインレジストリ制度を更新。対象団体にメール連絡し、タイムリーな声明のアップロードを促進。また、検索・概要ページを刷新。
- 2025年3月、企業向け実務ガイダンスを更新。

### 2 対象企業

以下の基準に該当する場合、同法第54条に基づき年次報告で**声明を開示する義務**がある。

- 企業または営利団体（設立場所を問わない）
- 英国で事業の**全てまたは一部**を行っている
- 商品またはサービスを提供している
- **年間売上高が3,600万ポンド以上**であること（英国の事業が占める金額の割合を問わない）

### 3 企業への適用・対応事例

- オンラインレジストリへの登録状況は、2023年向けの声明が1万913件、2024年向けの声明が1万2,947件、2025年向けの声明が3,987件（2025年5月20日時点）。各社の声明は**政府サイト**からダウンロード可。

## 4 | フランス

- 2017年3月、**親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）**により、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する**計画書の作成・開示と同計画の実施を義務付け**。
- EUのオムニバス指令案が2025年2月に発表され、2026年3月に簡素化指令が施行。CSRDの適用開始時期2年延期は、**国内法制化済み**。

### 1 注意義務法

- 2017年、**親会社および発注企業の注意義務に関する法律（注意義務法）** 制定。
- フランスに拠点を持つ一定の規模の企業に対し、人権・環境に関する悪影響についての注意義務に関する**計画書の作成・開示と同計画の実施を義務付け**。
- **対象**：①2連続会計年度終了時にフランス国内の本社および直接、間接の子会社で合計5,000人以上の従業員を雇用している企業、または、②フランス国内外の直接、間接の子会社で合計1万人以上の従業員を雇用している企業。
- **本社がフランス国外にある場合**：フランスの子会社、および（その子会社の）子会社の従業員数が要件を満たしている場合にのみ、その部分だけが対象（親会社は適用外）
- **制裁措置**：①裁判所の決定による実施（当該情報の開示・計画履行）命令と②民事損害賠償請求を規定。

（出所）政府発表資料、ビジネス短信から作成

### 2 注意義務に関する計画書の内容

- 1) リスクの特定、分析、分類・格付けのための**リスクマップ**の作成
- 2) リスクマップに関して、子会社、取引のある下請け企業やサプライヤーに対する**定期的評価**の実施方法
- 3) リスクの軽減または重大なリスク防止の適切な**アクションプラン**
- 4) 労働組合との協議により作成したリスクの存在または顕在化に関連する**警報や通報・収集制度**の確立
- 5) **実施措置のフォロー**および有効性を**評価するシステム**の盛りこみ

### 3 企業への適用・対応事例

- 2024年10月、注意義務法の対象企業による遵守状況が公表され、施行7年を経て**依然57社が注意義務に関する計画書を公表していないことが判明**した。
- 2025年6月、パリ控訴院はフランス郵政公社に対し、人権に関する注意義務法違反で**有罪判決**を下した。

## 5 | ドイツ (1)

- 2021年、**サプライチェーン・デューディリジェンス法**が成立。一定規模以上の企業（日本企業も対象）に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全ての企業が人権や環境をリスクにさらされないよう注意義務を課す。
- 2023年1月施行、2024年1月から対象企業を国内の従業員数1,000人以上の企業に拡大。

### 1 サプライチェーン・デューディリジェンス法

- 2021年6月、**サプライチェーン・デューディリジェンス法 (LkSG)** が成立。2023年1月施行。
- 一定規模以上の企業（日本企業も対象）に対し、人権や環境をリスクにさらさないよう**注意義務を課す**。
- **対象**（第1条）：ドイツを本拠とし（ドイツでの事業活動を行うだけでなく、経営の意思決定がドイツで行われることも含む）、ドイツ国内の従業員数が1,000人以上の企業（2024年1月以降）。従業員にはドイツ国内の株式上場の関連会社の従業員も含む。
- **サプライチェーンの範囲**：調達（直接供給者、間接供給者、下請け業者も含む）、生産、流通（輸送、保管、小売店、またはオンラインプラットフォームなど製品が最終ユーザーに提出されるまでの活動）を含む。
- **日本企業への影響**：第1条に該当しない場合、またはドイツ国内には事業所を持たない日系企業であっても、第1条に該当する規模の在ドイツ企業との**直接・間接取引**があれば、当該在独企業から**リスク管理**や**情報提供**を求められる可能性がある。

（出所）ドイツ連邦政府発表資料、ビジネス短信から作成

### 2 注意義務の主な内容

- **リスク管理体制の確立**（人権に関する社内の監督責任者の明確化など）
- **定期的なリスク分析**（**実施ガイダンス（ジェトロ仮訳）** 参照）
- **方針書の策定と公表、予防措置の定着、是正措置**
- **人権侵害に関する苦情処理の仕組み構築**
- **報告書の作成と公表**（事業年度ごとの報告書の作成、ウェブサイトでの公表）など

### 3 管轄省庁によるガイダンス

- 連邦労働・社会省（BMAS）が**サプライチェーン・デューディリジェンス法に関するQ&A**を公表。
- 2023年11月、連邦経済・輸出管理局（BAFA）が間接的影響を受ける**中小企業向けのQ&A、ガイダンス**も公表。

## 5 | ドイツ (2)

- 連邦内閣は2025年9月にLkSGの報告義務を廃止する改正法案を承認。改正法案が成立すれば、注意義務は引き続き適用されるが、罰金は注意義務に対する重大な違反のみに科される見込み。これを受けた行政上の運用として、BAFAは報告書の審査を停止している。
- ただし、CSDDDの簡素化指令が国内法化されると、LkSGは廃止・統合される見込み。これに伴い、報告義務が免除されるのは一時的な可能性も。

### 4 苦情申し立て事例

- LkSG第14条第1項第2号により法的保護の侵害または侵害が差し迫っている場合、所管官庁の連邦経済・輸出管理局 (BAFA) に苦情をオンラインで連絡することができる。2024年には290件の苦情が寄せられ、うち266件はLkSG適用対象外のものだった。

### 5 企業の対応事例

- BMASが調整役となり、**自動車産業のセクター別対話**を実施。2024年5月、メキシコの自動車サプライチェーンにおいて企業横断の**共同苦情処理メカニズムを導入**。救済措置へのアクセスを確保。
- Alnatura GmbH (食品、約3,500人) : ①We-Care基準に準拠した外部監査の受審、②信頼できる少数のパートナーに限定する調達方針、③SNS・顧客向け雑誌・サステナビリティレポート等でDD実施状況を幅広く公開。
- elobau GmbH (電子機器、約1,000人) : ①コンプライアンス部門とサプライヤープラットフォームを設立、②リアルタイムの情報収集と予防措置を実施。
- ドイツ企業の対応事例は、**BMASのウェブサイト**でも公表。  
(出所) ドイツ連邦政府発表資料、各種報道から作成

### 6 今後の見通し

- 連邦内閣は2025年9月にLkSGの報告義務を廃止する改正法案を承認。改正法案が成立すれば、2023年1月1日まで遡って廃止となるため、2023年および2024年についての報告も不要になる。注意義務は引き続き適用されるが、罰金は注意義務に対する重大な違反のみに科される見込み。人権分野における基準は下がらない。改正法案では以下の義務に違反した場合のみ罰金が科されると規定。
  - 予防措置を講じる義務
  - 是正措置を講じる義務
  - 苦情処理手続きの設置義務
- 連邦内閣がLkSG改正法案を承認したことを受け、BAFAは報告書の審査を即時かつ完全に停止すると発表した。2025年11月以降、BAFAのポータルからの報告書提出は不可能となった。BAFAは、改正法の発効は立法手続き完了後の2026年初めと見込んでおり、報告書の審査停止はそれに先じた対応としている。
- LkSGの報告義務の免除は、CSDDD国内法化までの一時的な措置。CSDDDの簡素化指令が国内法化されると、現行のLkSGは廃止され、国内法に統合・再編される見込み。

## 6 | オランダ

- **児童労働注意義務法**が2019年10月に成立したが、2025年12月時点で施行日は未定。施行後、6カ月以内に当該企業が適切な注意義務を行ったとする**声明文を提出**することを**義務付け**。
- 2021年、超党派グループが**責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案**を国会提出。サプライチェーン全体にわたる調査、毎年の声明文の提出を義務付け。同法案の修正案を2023年1月に下院に再提出、2023年9月に追加修正を加えた。一方で2024年11月、EUのCSDDDを組み込んだ責任ある国際ビジネス行動法案（WIVO）を提出。

### 1 児童労働注意義務法

- 児童労働の撤廃に向けた**児童労働注意義務法**が2019年10月に成立。施行日は未定。
- **対象**：オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全企業（日本企業含む）。
- 施行から6カ月以内に適切なレベルのデューディリジェンスを行ったことを示す**表明文の提出**を**義務付け**。
- 違反の場合は**罰金**や役員に対し2年以下の懲役も。

### 3 責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案の内容

- **規制対象**：奴隷労働、児童労働、不当労働、人身取引、差別、環境被害など
- 企業には、サプライチェーンにわたっての**調査**と、毎年規制当局へ**声明文を提出**することが義務付けられる。
- 違反企業に対する懲罰は企業に対して罰金の形で行われ、起業家や従業員個人に対する懲役刑はない。

(出所) オランダ議会資料等から作成

### 2 責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案

- 2021年3月、超党派グループが広範囲な人権DDを含む「**責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案**」を提出。
- 2021年12月、新政権による連立合意書に、広範囲な人権DDを含む「**国際的な企業の責任あるビジネス行動(RBC)に関する法制化を推進**」と明記され、オランダ政府は人権DD法案を推進することを表明。
- 2023年1月、「**責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案**」の修正案を国会に提出。2023年9月、同法案にEUのCSDDD案に沿った追加修正が加えられた。

### 4 今後の見通しと企業への適用・対応事例

- 2024年11月、EUのCSDDDを組み込んだ「**責任ある国際ビジネス行動法案（WIVO）**」を提出。この法案を成立させることで、児童労働注意義務法および責任ある持続可能な国際ビジネス行動法案の代わりとする意図だったが、CSDDDのオムニバス法案により、オランダ政府の審議は一時中断。

# 7 | イタリア

- **法人・企業・協会の行政上の責任法**（2001年）により、企業などによる違反・違法・犯罪行為に対し、行政上の責任を追及し制裁を科す。
- **企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年**では、人権DDに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項を挙げた。

## 1 法人・企業・協会の行政上の責任法

- 規制対象行為は、**労働安全衛生規則違反による過失致死傷罪**または**重度の傷害罪、環境に対する犯罪、人種差別**など。
- 大企業などが**開示義務**を負う**非財務情報**に**人権尊重対策**をカバーすることが定められている。
- 日本企業も対象となる可能性あり。

## 3 企業と人権に関する国別行動計画書

- 2016年、人権省庁間委員会（CIDU）が、**企業と人権に関する国別行動計画書2016－2021年**を策定。中小企業における人権デューデリジェンス・プロセスの推進など、6つの優先事項をまとめた。
- 2021年、**企業と人権に関する国別行動計画書第2版2021－2026年**を策定。人権デューデリジェンスに関する規制枠組みの構築プロセスの強化など9つの優先事項を挙げた。

（出所）イタリア政府発表資料、官報などから作成

## 2 EUの非財務情報開示指令を国内法化

- 大企業の**非財務情報開示義務**（2016年）
- **対象企業**：貸借対照表の合計が2,000万ユーロ超、または販売およびサービスからの純売上高が4,000万ユーロ超の事業年度の従業員が500人超の大企業。
- 開示情報として、**環境・社会・人材の課題・人権の尊重・腐敗への対策**をカバーすること。

## 4 今後の見通し、企業への適用・対応事例

- イタリアの上場企業の非財務情報に関する報告書は、イタリア証券取引委員会（Consob）のウェブサイトで見覧可能。
- CSDDDの国内法制化期限は、CSDDDの簡素化指令により、2028年7月26日まで延期される。
- **請負業者による劣悪な労働環境や搾取を看過したとして、複数の高級ブランドが摘発。ジョルジョ・アルマーニ**  
（イタリア当局が2025年8月、350万ユーロの罰金を科す）、**ロロピアーナ**（LVMH傘下の高級カシミアブランド。ミラノ裁判所が2025年7月、1年間司法管理下に置く判決）など。

## 8 | スペイン

- 2015年の刑法改正により、法人が従業員やビジネスパートナーによる**人権侵害罪の刑事責任を問われることとなった**。国外企業であっても、スペインに拠点を持つ法人関係者による犯罪について、**当該法人に刑事責任が及ぶ場合**も（人権侵害を未然に防止する内部統制システムを整備・実行済みの場合に限り免責あり）。
- EUオムニバス指令の影響でCSR国内法化が遅延のため、2018年の**非財務情報開示義務**が依然として有効。大企業に人権デューディリジェンスモデルや人権侵害に関わる苦情件数の報告を義務付け。

### 1 非財務情報開示義務

- 2018年の**非財務情報開示義務**（NFRD国内法）を引き続きESG開示ルールとして適用。2021年度から、**ほぼ全ての大企業に**人権情報や人権侵害関連の苦情件数の**報告を義務付け**。ただし、親会社が所在国でスペイン水準の非財務情報開示を行っている場合（日本企業含む）は対象外。
- スペイン証取委（CNMV）は、CSR国内法化までの過渡期においては、従業員500人超の上場企業はESRSとQuick Fix規則に準拠することが望ましいと勧告。

### 3 人権DD義務付け導入の動き

- 2022年2月～3月に、国内企業および同国内で事業展開する多国籍企業による**バリューチェーン全体における人権・環境に関するデューディリジェンス実施**を盛り込んだ法案の**パブリックコンサルテーション（公開諮問）**を実施。その後動きはない。

（出所）スペイン政府発表資料から作成

### 2 非財務情報開示義務の対象企業

- 当初は従業員500人超の全ての企業
- 2021年度分から対象を拡大、①従業員250人超の上場企業（中小企業除く）、および②総資産2,000万ユーロ超または過去2年以上に純売上高4,000万ユーロ超のいずれかの基準値を満たす企業。
- 対象企業数は約3,000社。

### 4 今後の見通し、企業への適用・対応事例

- 在スペイン企業が国内外のサードパーティーによる**人権侵害の刑事責任を問われた事例はなし**。
- 企業持続可能性報告指令（CSRD）の国内法審議は、EUオムニバス法案の影響で遅延。
- CSDDDの国内法制化期限は、CSDDDの簡素化指令により、2028年7月26日まで延期される。

## 9 | ノルウェー

- 2015年、ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）の策定・公表。2017年から**非財務情報開示**を求める。
- 2021年、**企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）**が成立。2022年7月1日施行。

### 1 ビジネスと人権に関する政府の取り組み

- 2015年10月、**ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）**の策定・公表。
- 2017年、会計法改正。大企業に、環境、ジェンダー平等、人権尊重、適正な労働環境などの社会的責任に関する**非財務情報の開示**を求めた。
- 2021年4月、政府は法案「企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律」（透明性法）を議会に提出。

### 3 透明性法の対象企業と罰則

- **国内企業**：ノルウェー国内に所在し、国内外で商品サービスを提供する大企業。
- **外国企業**：ノルウェー国内において物品・サービスを提供し、ノルウェー法の下で納税義務のある外国籍の大企業。
- **罰則**：事業活動の制限、罰金、差止命令等が出される可能性。明らかな違反行為以外には、ガイダンスを通して指導する方針。

（出所）ノルウェー政府発表資料などから作成

### 2 透明性法

- **企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律（透明性法）**が、2021年6月成立。2022年7月1日施行。
- **2024年7月に発効したEUの企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）と透明性法の関係性の確認**など、政府への提言を2025年8月に公表。法改正の必要性は、EUによる簡素化を踏まえて今後提言するとした。

### 4 企業への適用・対応事例

#### 消費者庁による情報発信

- 透明法の解釈に関する**ガイダンス**（英語）
- デューディリジェンス評価のための**ガイダンス**（ノルウェー語）

#### 企業による人権の取り組みの発信例

- ヘリーハンセン（Helly Hansen）（アパレル会社）：**「ヘリーハンセン・サステナビリティ」**

# 10 | スイス

- 2022年1月、**紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令**が施行され、2023年1月から**報告義務**の適用開始。
- 上記のほか、スイスでは、非財務情報の開示、企業の透明性、雇用機会の均等化をはじめとする、企業に対するESG関連の規制が整備されている。

## 1 ビジネスと人権に関する政策・規制動向

- 2022年1月、**紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンスおよび透明性に係る施行令**が施行。**2023年1月から報告義務適用**。

### 主な義務内容：

- (1) デューディリジェンスの実施
  - ・ 紛争鉱物および/または児童労働に関するサプライチェーン方針の策定
  - ・ サプライチェーンにおけるトレーサビリティシステムや苦情処理措置の構築
  - ・ リスクマネジメント、など
- (2) デューディリジェンスに関する報告

**罰則：**違反した場合、内容に応じてスイス刑法に基づき、10万スイス・フラン以下の罰金の可能性。

(出所) スイス連邦政府資料、ビジネス短信などから作成

## 2 デューディリジェンス施行令の対象企業

- スイスに拠点を構える企業・個人などが、(1) サプライチェーンを通じて直接的・間接的に、紛争地域や高リスク地域を起源とする鉱物や金属を所有し、その出荷・処理・最終製品の加工に関与している、または、(2) 児童労働を利用して製造・提供されたと疑うに足る合理的な根拠がある製品・サービスを提供している場合(免除規定あり)。

## 3 企業への適用・対応事例

### 対応事例：

- ノバルティス(製薬)  
ESG特集ページを設置し、関連する方針や取り組み状況を紹介。
- リンツ(食品・チョコレート)  
サステナビリティ特集ページを設置し、サステナビリティに関する方針や年次報告書等を公表。

## 参考 | 欧州の各法令の参考和訳

- ジェトロでは、欧州の人権関連の法令について、参考和訳や解説資料を作成しています。
- [「特集：サプライチェーンと人権」](#) で随時公開しておりますので、ぜひご活用ください。

分類	国・地域	法規制の名称	発表日	日本語訳	原文
参考和訳	ドイツ	サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律	2021年7月22日	<a href="#">ジェトロ参考和訳</a>	原文
		ドイツ連邦経済・輸出管理庁「サプライチェーン・デューデリジェンス法に基づくリスク分析の実施ガイダンス-リスクの特定、比較衡量、優先順位付け」	2022年8月17日	<a href="#">ジェトロ参考和訳</a>	<a href="#">ガイダンス原文 (ドイツ語)</a> <a href="#">ガイダンス原文 (英文)</a>
	フランス	親会社及び経営を統括する企業の監視義務に関する法律 (注意義務法)	2017年3月27日	<a href="#">ジェトロ参考和訳</a>	原文
	英国	2015年現代奴隷法	2015年3月26日	<a href="#">ジェトロ参考和訳</a>	原文
分類	国・地域	法規制の名称	公表日	ジェトロ作成の解説資料	
参照資料	EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業持続可能性DD指令案 (CSDDD)</li> <li>強制労働製品の域内流通禁止規則</li> </ul>	2025年5月	<a href="#">EU人権・環境デューデリジェンス法制化の最新概要</a>	
	EU	企業持続可能性報告指令 (CSRD)	2024年5月	<a href="#">CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス</a>	

# 11 | 米国

- 米国では、2022年6月に人権に関する輸入規制「**ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)**」が施行。中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止。2025年12月までにUFLPAに基づき**39億ドル相当の6万9,000件の輸入が検査対象に**(注)。
- **人権侵害に加担した個人・企業に対しては輸出管理や経済制裁も**。米国が関与するFTAなどでは人権保護や競争条件平準化の観点から労働者の権利の保護義務を課す条項が盛り込まれる。

## 1

### 強制労働製品の輸入禁止

#### 1930年関税法307条

- 外国で強制労働、児童労働、囚人労働などを用いて生産された物品の輸入を禁止。強制労働などの関与が推定される物品に対して、違反商品保留命令 (WRO) または認定 (Finding) を発令し、輸入を差し止め。

#### ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)

- 1930年関税法307条を根拠に、**中国の新疆ウイグル自治区が関与する全ての物品等を「強制労働を利用して生産された」と推定して輸入を禁止**。
- アパレル、綿、ポリシリコン、アルミニウム、ポリ塩化ビニル、水産品、鉄鋼、リチウムなど12分野が優先執行分野。執行件数では、**半導体デバイスを含むエレクトロニクス分野が最多**。
- 執行金額では東南アジア諸国が中国を上回っており、中国のみならず**第三国経由の輸入にも執行が及ぶ**。

(注) 米国税関・国境警備局 (CBP) は2026年1月、UFLPAに関する執行データの開示内容を変更した。これに伴い、執行件数のカウント方法が、複数の物品をまとめた貨物の件数から個別物品の件数に変更された。また、検査対象になったからといって、必ずしも全てがUFLPAに基づく差し止めにつながるわけではない。

## 2

### 人権保護を理由とした輸出管理・経済制裁

- 人権侵害に加担した疑いのある企業・個人を**輸出管理の対象となる事業体リスト (エンティティ・リスト)** や、資産凍結や取引禁止など**経済制裁の対象となる事業体リスト (SDNリスト)** に随時追加。

## 3

### 貿易協定上の労働問題解決の仕組み活用

- **米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)** で「**事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム (RRM)**」を創設。締約国内の事業所単位での労働権侵害の取り締まりが可能に。
- **自動車分野**を中心に製造業・非製造業問わず対象に。日系企業の運営する工場での労働権侵害の事案も。

※ **トランプ政権の「ビジネスと人権」政策の展望は、2025年5月9日付地域・分析レポート参照。**

# 12 | カナダ

- カナダ政府は2020年7月、**カナダ・米国・メキシコ協定 (CUSMA)** の発効に合わせて、**強制労働によって生産された物品の輸入を禁止**。
- 2024年1月には、一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、**サプライチェーンにおける強制・児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置を連邦政府に報告**するよう義務付ける法律が施行。

## 1 強制労働により生産された物品の輸入禁止

- カナダ政府は2020年7月、CUSMAの発効に合わせて、**強制労働によって生産された物品の輸入を禁止**する規定を国内法に反映。
- 具体的には、関税定率法第136条で定められている輸入禁止品目に「全体または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品」を加えた。
- 2024年1月には、サプライチェーン法（右記参照）に基づき、**輸入禁止品目に児童労働によって生産された物品も追加**。
- 現地報道によると、カナダ国境サービス庁は2021年11月3日までに、「全部または一部が強制労働によって製造または生産された」という理由で、中国からの女性用および子供用衣料品をケベック州で押収した。関税定率法第136条に基づく**強制労働を理由とした輸入品の押収は初**とされる。

## 2 強制労働リスクに関する報告を義務付け

- 「**サプライチェーンにおける強制労働・児童労働との闘いに関する法律を制定し、関税率を改正する法案**」が2023年5月に可決、**2024年1月に発効**。
- 同法は、特定の政府機関や民間企業に対し、**自社または自社のサプライチェーンで強制労働または児童労働が使用されるリスクを防止・低減するために取られた措置などを毎年5月末日までに連邦政府に報告する義務**を課す。
- 対象は（1）カナダ証券取引所に上場している事業体、（2）カナダに事業所を有し、資産額、収益、従業員数に関する一定の条件を満たす事業体のいずれかであって、（ア）カナダまたはその他の地域で物品を生産、販売または流通する事業体、（イ）カナダ国外で生産された物品をカナダに輸入する事業体、（ウ）（ア）または（イ）に記載された活動に従事する事業体を管理している事業体のいずれかに該当する事業体。

# 13 | メキシコ

- **メキシコでは、2023年2月に強制労働により生産された商品の輸入を禁止する経済省令が公布。**  
2023年2月17日付官報公布経済省令に基づき、同年5月18日以降、強制労働（児童労働を含む）により生産された商品の輸入は禁止される。
- **米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく、特定事業所における労働権侵害をめぐる紛争解決メカニズム（RRM）の適用が進む。**  
2021年5月～2025年12月までに45件の労働権侵害が米国から提訴。

## 1

### 強制労働製品の輸入禁止

- 2023年2月17日付官報公布経済省令は、関係者からの告発に基づき、**労働社会保障省（STPS）が外国政府の当局などと協力して調査を行い、強制労働により生産されたと判定された場合は、メキシコへの輸入を禁止する対象リストに加えるプロセス**を定めている。
- 対象リストは、労働社会保障省のウェブサイトで公開され、**税関では同リストを基に輸入の差し止め**が行われる。
- 外国当局からの要請による調査や、STPSが自ら職権で行う調査も可能である。
- メキシコが同措置を導入した背景には、USMCAがある。**USMCAの第23.6条は、加盟国が強制労働により生産された製品の輸入を禁止することを義務付けているが、メキシコには強制労働により生産された製品の輸入を禁止する効果的な枠組みが存在しなかった。**
- STPSは**専用ポータルサイト**を作成し、同サイトを通じた告発も可能にした。しかし、導入から2年以上経った**2025年12月末時点でも、強制労働で生産された商品は特定されていない。**

## 2

### USMCAの枠組みで労働権侵害対策が進む

- USMCAの紛争解決の章（第31章）の別添31-Aおよび別添31-Bとして、労働者の**結社の自由と団体交渉権**に関する権利侵害のみを扱う「**事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）**」と名付けられた、**特定の事業所を対象とした紛争解決メカニズム**が創設された。
- RRMの特徴は、労働権侵害を疑うに足る事実がある場合、**相手国政府ではなく、特定の事業所に対して適用される**ことにある。特定事業所の権利侵害が確認された場合、当該事業所の輸出品に対する**特惠関税の否認や制裁金の賦課**などが行われる。
- RRMの活用は2022年末までは5件にとどまっていたが、**2023年以降加速度的に適用が増え、2025年12月末までに合計45件が米国政府により提訴**されている。
- 大半の事例では、**企業側のイニシアチブによる労働者の声を反映しない既存労働協約の再承認**、または**新興労組が企業との間で労働協約の締結を求める動きを企業側が阻害する行為**などが問題視されている。

# 14 | オーストラリア

- 2019年1月1日に**現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2018)** が施行。同法は、被害者搾取の手段として威圧や脅迫、だましなどを用い、人の自由を侵害する現代奴隷 (modern slavery) に対応するもの。**日系企業も適用対象になり得る**。適用企業はリスク評価の手法などを報告する義務がある。また、連邦政府は、政府の取り組みを補完する独立組織「**オーストラリア反現代奴隷委員**」を2024年6月に設置。

## 1 日系企業が対象になる場合も

- 現代奴隷法の対象は、国内・外国企業を問わず、オーストラリア国内で事業を行う企業などで、その傘下にある事業体を含む年間収益が1億豪ドルを超える会社、信託、パートナーシップ、個人事業、投資組合、NPOを含む事業体。
- ニューサウスウェールズ州 (NSW)** は、2022年1月1日に州法を施行。州法に基づく報告義務はないものの、年間収益が5,000万豪ドルから1億豪ドルまでの企業については、連邦法に基づく自主的な報告を奨励。2024年6月、NSW州はCode of Conductを更新し、**サプライチェーン内の全ての企業が現代奴隷に関連した製品を供給しないよう合理的な努力**を払うよう企業に求めることとなった。

## 3 報告先、提出期限および罰則

### <報告先>

対象企業は報告書を連邦内務省のオンラインサイトに登録・提出する。内務省の The Modern Slavery Statements Register のデータベースに取り込まれ、一般公開される。

### <提出期限>

2019年1月1日以降に開始する各企業の会計年度の終了から6カ月以内。  
例：会計年度が6月末の企業は、2019年7月1日から2020年6月30日までの期間にかかる報告書を、2020年12月31日を期限として提出。

### <罰則>

義務違反についての罰則はないが、適正な報告書の提出義務を怠った企業については、不適正事項の説明要求、所定の軽減措置の要求、事業体の名称を含む違反行為に係る事項を公表する権限を内務大臣に与えている。

## 2 リスク評価の手法と軽減措置を義務化

- サプライチェーンとそのオペレーションにおける現代的な奴隷制度の存在について調査し、**リスク評価の方法とその軽減措置について毎年報告することを義務付け**。
- 以下の①から⑤が報告要件。
  - ① 組織の詳細、事業運営 (operation) とそのサプライチェーン
  - ② 当該企業ならびにその企業が所有または支配する事業体の企業運営上の現代奴隷のリスク
  - ③ 当該企業のサプライチェーンに存在する現代奴隷のリスク
  - ④ リスクの分析・評価と現代奴隷への対処措置、また当該措置の有効性に関する分析・評価
  - ⑤ 当該企業が所有または支配する事業体との協議プロセス

## 4 現代奴隷法の順守支援組織を設立

- 2024年6月設立。
- 政府、企業、市民社会やコミュニティと協力し、**現代奴隷法の遵守支援、サプライチェーンにおける透明性の向上、国内外における現代奴隷制との闘いの支援**を行う。
- 被害者などへの関与や支援、企業に対して事業やサプライチェーンにおける現代奴隷リスクへの対処を支援、社会における認識の向上・教育**を行う。

## 5 連邦政府への報告件数 (2026年1月21日時点)

- 登録企業数：2万6,322社
- 報告書提出数：1万4,554件 (義務的報告)、986件 (自主的報告)  
\* 日系企業の提出は303社。

# 15 | ASEAN・韓国

- ASEANでは、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムでビジネスと人権に関する国家行動計画が策定・公表。タイやインドネシアでは企業の人権DD義務化に向けた動きもみられる。
- 韓国では、一定規模以上の企業に人権DDを義務付ける法案2件が提出済み。うち1法案では、現地外資系企業も適用対象に含まれる。

## 1 タイ

- 2019年「**第一次ビジネスと人権に関する国家行動計画(NAP) (2019-2022)**」を閣議決定。アジア地域で初のNAPとなった。**2023年に改定版(2023-2027)が公表**されている。
- 一定規模以上の企業に対して、人権DDの義務化に向けた法制化の動きがある。

## 2 インドネシア

- 2023年9月、大統領令(No.60/2023)として**ビジネスと人権のための国家戦略(2023-2025)**が制定されている。同国における国家行動計画(NAP)として位置づけられる。
- 法務人権省は、企業に人権DDを義務化する大統領令を準備中。

## 3 マレーシア

- 2025年8月、「**ビジネスと人権に関する国家行動計画(NAPBHR 2025-2030)**」が策定・公表されている。

※ **東南アジアで実際に確認される人権課題や責任ある企業行動の実務**などは、ジェトロ調査レポート「**東南アジアにおける責任ある企業行動と人権尊重のための調査(2026年1月)**」参照。

## 4 ベトナム

- 2023年7月、首相決定843号(843/QD-TTg)として「**責任ある企業行動を促進する計画(2023-2027)**」が策定されている。同国における国家行動計画(NAP)として位置づけられる。

## 5 韓国

### <現状>

- 国際的な潮流への対応のため、**人権DD法制化が本格化**。
- 2023年9月に「**持続可能な企業経営のための人権・環境保護法案**」が初めて提出され、法制処による審査を経て2025年6月に修正案(議案番号第2210837号)を再提出し、現在審査が進行中。
- 2025年11月には同名の別の法案(第2213897号)が提出され、現在審査待ち。

### <日系企業への影響>

- 2025年6月に提出された第2210837号では、常時雇用人数が500人以上、かつ前会計年度において2,000億ウォン以上の売り上げを有する企業が対象になるほか、**韓国国内に営業所を持つ外国企業も適用対象**となる。

## 参考 | 日本

- 2025年12月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を改定。(1)国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進、(2)「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保、(3)日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上、(4)SDGsの達成への貢献を目指し、8つの優先分野が示されている。
- 政府や業界団体が企業の取り組みを後押しするガイドラインや参照資料を公表している。

### 1 「ビジネスと人権」に関する行動計画 (NAP)

- 2020年10月、「『[ビジネスと人権](#)』に関する行動計画(2020-2025)」が策定され、政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デューデリジェンスの導入・促進への期待が表明された。
- 2020~2025年の取組と成果を踏まえ、**2025年12月に改定(改定版)**。日本が優先的に取り組むべき課題と今後目指すべき方向性を国内外に示すため、これまで関係府省庁が政策領域ごとに実施してきた施策を、横断的に面として補足すべく設定。

### 2 政府や業界団体によるガイドライン

- 2022年9月、日本政府は企業における人権尊重の取り組みを後押しするため、「[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン](#)」を策定した。より実務的な指針としては、経済産業省から2023年4月に「[責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料](#)」が公表されている。

#### その他の主なガイドライン・参照資料

- 農林水産省：「[食品企業向け人権尊重の取組のための手引き](#)」
- 厚生労働省：「[労働におけるビジネスと人権チェックブック](#)」
- 厚生労働省：「[外国人労働者の安全衛生管理](#)」
- 電子情報技術産業協会 (JEITA)：「[責任ある企業行動ガイドライン](#)」
- 日本繊維産業連盟：「[繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン](#)」
- 太陽光発電協会 (JPEA)：「[太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンス](#)」

#### 8つの優先分野

- 1. 人権デュー・デリジェンス及びサプライチェーン**  
サプライチェーン上における企業の人権尊重の取組を促進する情報提供や支援策に関する議論の継続等
- 2. 「誰一人取り残さない」ための施策推進**  
(1) ジェンダー平等、(2) 外国人労働者、(3) 子ども・若者、(4) 障害者、(5) 高齢者の視点に立った制度設計・運用および見直しの実施等
- 3. テーマ別人権課題**  
(1) AI・テクノロジーと人権  
(イノベーション促進とリスク対応の両立)  
(2) 環境と人権  
人権課題と環境課題の双方を視野に入れた環境DDの推進等
- 4. 指導原則の履行推進に向けた能力構築**  
中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供等
- 5. 企業の情報開示**  
企業による人権尊重に関する情報開示について必要に応じた議論の実施
- 6. 公共調達・補助金事業等を含む公契約**  
公共調達における企業等による人権尊重の推進等
- 7. 救済へのアクセス**  
日本NCP (各国連絡窓口) 機能強化に向けた対話・エンゲージメントの機会の設定等
- 8. 実施・モニタリング体制の整備**  
優先課題領域の定期的な特定および関連施策の評価等の実施に向けた検討

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。 (所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250067>



## レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課  
米州課  
アジア大洋州課  
中国北アジア課

欧州課：



03-3582-5569（欧州課）



ORD@jetro.go.jp（欧州課）

米州課：



03-3582-5545（米州課）



ORB@jetro.go.jp（米州課）

アジア大洋州課：



03-3582-5179（アジア大洋州課）



ORF@jetro.go.jp（アジア大洋州課）

中国北アジア課：



03-3582-5181（中国北アジア課）



ORG@jetro.go.jp（中国北アジア課）

共通：



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載